

府令・省令

内閣府
財務省
経済産業省
省令第一号

○内閣府
財務省
経済産業省
森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十九年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年財内閣府省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号を次のように改める。

十四 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附則

この命令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年三月一日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

第十五条の三中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うこと」を目的として開設する携帯移動地球局の無線設備（第四十九条の二十四の三）を「第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うこと」を目的として開設する携帯移動地球局の無線設備（第四十九条の二十四の三）を「第四節の二十一の三 回転翼航空機に搭載して電気通信業務を行うこと」を目的として開設する携帯移動地球局の無線設備（第四十九条の二十四の四）に改める。

第三条中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、公共業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

第十四条の二中「及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）」を「インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局」に改める。

第四節の二十一の四 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ 携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号の三の次に次の一号を加える。

三十の四 設備規則第四十九条の二十四の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

第十四条の二中「及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）」を「インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局」に改める。

第四節の二十一の三の次に次の一節を加える。

第四節の二十一の四 防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ 携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号の三の次に次の一号を加える。

三十の四 設備規則第四十九条の二十四の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

	○	○	○	○	備設線無の三の号十三第項一第条二第
	○	○	○	○	備設線無の三の号十三第項一第条二第
注13	○	○	○	○	備設線無の四の号十三第項一第条二第